



市消防本部よりお知らせ



消防用設備等は点検を行い 報告する義務があります

(※個人の住宅に設置されている消火器、住宅用火災警報器などは対象外です。)

消防用設備等の点検は なぜ必要か

事業所には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。

このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けており、違反した場合には罰則が規定されています。

※個人の住宅に設置されている消火器、住宅用火災警報器などは対象外です。

点検内容と期間

点検は、6か月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総合点検に分けて行います。

【機器点検】

外観や機器の機能を確認します。

【総合点検】

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

点検実施者の資格

消防用設備等または特殊消防用設備等を点検するには、専門的な知識・技能・点検器具を必要とする場合があります。防火対象物の用途や規模により、点検実施者が次のように定められています。

【消防設備士または消防設備点検資格者が点検を行わなければならない防火対象物】

① 延べ面積千平方メートル以上の飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院などの特定用途防火対象物

② 延べ面積千平方メートル以上の共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などの非特定用途防火対象物で、消防長または消防署長が指定したもの

③ 飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院などの特定用途部分が、避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの

【防火対象物の関係者が点検を行うことができる防火対象物】

◎ 右記①から③以外の防火対象物

ただし、確実な点検を行うためにも、消防設備士または消防設備点検資格者に実施させることが望まれます。

点検結果の報告

点検の結果は、所定の様式に記入し、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院などの特定防火対象物にあっては1年に1回、共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などの非特定防火対象物にあっては3年に1回、防火対象物が所在する市の消防長または消防署長へ報告しなければなりません。



【お問い合わせ先】

小松島市消防本部消防課

☎ 32・0119 / FAX 32・3595

Mail: shoubou@city.komatsushima.

i-tokushima.jp